

令和5年第3回武蔵村山市教育委員会定例会議事日程

令和5年3月27日（月）

午前9時30分開議

- 1 会期の決定
- 2 前回会議録の承認
- 3 教育委員会教育長職務代理者の指名について
- 4 教育長報告
- 5 議案第10号 令和4年度教育予算の補正（第10号）の申出に係る臨時代理の承認について
- 6 議案第11号 令和5年度教育予算の補正（第1号）の申出に係る臨時代理の承認について
- 7 議案第12号 武蔵村山市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について
- 8 議案第13号 武蔵村山市立学校の給食費に関する規則の一部を改正する規則について
- 9 議案第14号 武蔵村山市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する規程について
- 10 議案第15号 武蔵村山市教育委員会施設勤務職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部を改正する規程について
- 11 議案第16号 武蔵村山市立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部を改正する規程について

- 12 議案第17号 令和5年度武蔵村山市立小・中学校入学式の告辞
について
- 13 議案第18号 令和5年度武蔵村山市立学校教育課程の受理につ
いて
- 14 議案第19号 令和5年度武蔵村山市学校給食基本計画について
- 15 議案第20号 武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の委嘱につ
いて
- 16 議案第21号 武蔵村山市立学校の学校医、学校歯科医、学校薬
剤師の委嘱について
- 17 その他
- 18 議案第22号 武蔵村山市教育委員会事務局職員の任免に係る臨
時代理の承認について
- 19 議案第23号 東京都教育委員会職員の派遣に関する協定締結の
臨時代理の承認について
- 20 議案第24号 指導主事の任命について
- 21 議案第25号 教育センター職員の任命について

議案第18号
資料
(別冊)

議案第10号

令和4年度教育予算の補正（第10号）の申出に係る臨時代理の承認について

令和4年度教育予算の補正の申出について、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会の承認を求めます。

令和5年3月27日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池谷光二

（提案理由）

令和4年度教育予算について、歳出で保健体育費に補正の申出をする必要があり、武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により臨時に代理したので、本案を提出します。

歳 出

(単位:千円)

款	項	目	補正前の 予 算 額	補 正 予 算 額	補正後の 予 算 額
9	教育費		2,425,846	△ 11,440	2,414,406
	6	保健体育費	565,397	△ 11,440	553,957
		2 体育施設費	27,275	△ 11,440	15,835
		歳 出 合 計	3,000,529	△ 11,440	2,989,089

令和4年度 教育予算 第10号補正参考資料

歳出

(単位：千円)

款	項	目	項	目	理	由	補正前	補正額	補正後	所管課
9	教育費						2,425,846	△ 11,440	2,414,406	
	6	保健体育費					565,397	△ 11,440	553,957	
		2	体育施設費			合計(9・6・2)	27,275	△ 11,440	15,835	
			施設整備事業費			雷塚公園野球場防球ネット増設工事において、不用額及び契約差金が発生したことによる減。	22,000	△ 11,440	10,560	スポーツ振興課 スポーツ振興係

議案第11号

令和5年度教育予算の補正（第1号）の申出に係る臨時代理の承認について

令和5年度教育予算の補正の申出について、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会の承認を求めます。

令和5年3月27日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池谷 光二

（提案理由）

令和5年度教育予算について、歳出で教育総務費、小学校費及び保健体育費に補正の申出をする必要があり、武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により臨時に代理したので、本案を提出します。

歳 出

(単位:千円)

款	項	目	補正前の 予 算 額	補 正 予 算 額	補正後の 予 算 額
9	教育費		2,784,013	23,977	2,807,990
	1	教育総務費	625,037	1,958	626,995
		3 教育指導費	233,657	1,958	235,615
	2	小学校費	1,050,792	192	1,050,984
		1 学校管理費	1,037,929	192	1,038,121
	6	保健体育費	462,439	21,827	484,266
		4 学校給食費	326,883	21,827	348,710
		歳 出 合 計	3,493,746	23,977	3,517,723

令和5年度 教育予算 第1号補正参考資料

歳出

(単位：千円)

款	項	目	項	目	理	由	補正前	補正額	補正後	所管課
9	教育費						2,784,013	23,977	2,807,990	
	1	教育総務費					625,037	1,958	626,995	
		3	教育指導費			合計(9・1・3)	233,657	1,958	235,615	
			教育指導管理経費			学力・学習意識調査委託料について、児童・生徒の学力向上に係る対策の策定と基礎資料の作成を行うため、対象学年を小4、小5、中1、中2に拡大することに伴い、その経費を補正するもの。	92,694	1,958	94,652	教育指導課 指導係
	2	小学校費					1,050,792	192	1,050,984	
		1	学校管理費			合計(9・2・1)	1,037,929	192	1,038,121	
			第八小学校運営経費			第八小学校に整備されていた電話機等の故障に伴い、令和5年2月に長期継続契約により新たに電話機を整備したため、その経費を補正するもの。	18,552	192	18,744	教育総務課 教育政策係
	6	保健体育費					462,439	21,827	484,266	
		4	学校給食費			合計(9・6・4)	326,883	21,827	348,710	
			一般事務経費			保護者負担の軽減を図るため、学校給食費の一部を市が負担することに伴い、その経費を補正するもの。	3,020	21,827	24,847	学校給食課 学校給食センター

議案第12号

武蔵村山市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について

武蔵村山市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

令和5年3月27日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池谷光二

(提案理由)

規定を整備する必要があるため、本案を提出します。

武蔵村山市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

武蔵村山市教育委員会事務局組織規則（平成16年武蔵村山市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「及び副主幹」を「、副主幹及び主査」に改め、同条第5項中「、主査」を削る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

武蔵村山市教育委員会事務局組織規則新旧対照表

改正案（新）	現行（旧）
<p>武蔵村山市教育委員会事務局組織規則</p> <p>平成16年2月26日教委規則第1号</p> <p>第1条及び第2条 略 （部長等の設置）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2 部に担当部長及び参事を、課に担当課長、主幹、課長補佐、<u>副主幹及び主査</u>を置くことができる。</p> <p>3及び4 略</p> <p>5 課に係長その他必要な職員を置くことができる。</p> <p>第4条から第6条まで 略</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>武蔵村山市教育委員会事務局組織規則</p> <p>平成16年2月26日教委規則第1号</p> <p>第1条及び第2条 略 （部長等の設置）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2 部に担当部長及び参事を、課に担当課長、主幹、課長補佐<u>及び副主幹</u>を置くことができる。</p> <p>3及び4 略</p> <p>5 課に係長、<u>主査</u>その他必要な職員を置くことができる。</p> <p>第4条から第6条まで 略</p>

議案第13号

武蔵村山市立学校の給食費に関する規則の一部を改正する規則について

武蔵村山市立学校の給食費に関する規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

令和5年3月27日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池谷光二

(提案理由)

令和5年度に保護者が負担する給食費を変更するため、規定を整備する必要があるため、本案を提出します。

武蔵村山市立学校の給食費に関する規則の一部を改正する規則

武蔵村山市立学校の給食費に関する規則（平成17年武蔵村山市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を次のように改める。

（児童又は生徒の保護者が負担する給食費の令和5年度の特例）

- 2 児童又は生徒の保護者が令和5年度に納入すべき給食費の月額については、第6条第2項中「同表」とあるのは「附則第2項の規定により読み替えて適用する同表」と、「第9条」とあるのは「附則第3項の規定により読み替えて適用する第9条」とし、同項の表中「4,000円」とあるのは「3,700円」と、「887円」とあるのは「347円」と、「2,966円」とあるのは「2,246円」と、「4,200円」とあるのは「3,900円」と、「3,384円」とあるのは「2,664円」と、「4,400円」とあるのは「4,100円」と、「3,988円」とあるのは「3,268円」と、「4,800円」とあるのは「4,400円」と、「4,155円」とあるのは「4,495円」と、「3,300円」とあるのは「3,700円」とする。

附則第2項の次に次の1項を加える。

- 3 令和5年度における児童又は生徒の給食1食当たりの平均的な単価については、第9条第1号中「231円」とあるのは「211円」と、同条第2号中「244円」とあるのは「224円」と、同条第3号中「258円」とあるのは「238円」と、同条第4号中「285円」とあるのは「265円」とする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

武蔵村山市立学校の給食費に関する規則新旧対照表

改正案（新）	現行（旧）
武蔵村山市立学校の給食費に関する規則	武蔵村山市立学校の給食費に関する規則
平成17年2月23日教委規則第1号	平成17年2月23日教委規則第1号
本則 略	本則 略
附 則	附 則
1 略	1 略
<u>（児童又は生徒の保護者が負担する給食費の令和5年度の特例）</u>	<u>（児童又は生徒の保護者が負担する給食費の令和4年度の特例）</u>
2 <u>児童又は生徒の保護者が令和5年度に納入すべき給食費の月額については、第6条第2項中「同表」とあるのは「附則第2項の規定により読み替えて適用する同表」と、「第9条」とあるのは「附則第3項の規定により読み替えて適用する第9条」とし、同項の表中「4,000円」とあるのは「3,700円」と、「887円」とあるのは「347円」と、「2,966円」とあるのは「2,246円」と、「4,200円」とあるのは「3,900円」と、「3,384円」とあるのは「2,664円」と、「4,400円」とあるのは「4,100円」と、「3,988円」とあるのは「3,268円」と、「4,800円」とあるのは「4,400円」と、「4,155円」とあるのは「4,495円」と、「3,300円」とあるのは「3,700円」とする。</u>	2 <u>児童又は生徒の保護者が負担する令和4年10月から令和5年3月までの間に実施する給食に係る給食費については、第6条第2項の表及び第9条各号の規定にかかわらず、武蔵村山市立学校の給食費に関する規則の一部を改正する規則（令和4年武蔵村山市教育委員会規則第 号）による改正前の第6条第2項の表及び第9条各号の規定を適用する。</u>
3 <u>令和5年度における児童又は生徒の給食1食当たりの平均的な単価については、第9条第1号中「231円」とあるのは「211円」と、同条第2号中「244円」とあるのは「224円」と、同条第3号中「258円」とあるのは「238円」と、同条第4号中「285円」とあるのは「265円」とする。</u>	

改正案（新）	現行（旧）
<u>附 則</u> <u>この規則は、令和5年4月1日から施行する。</u>	

議案第14号

武蔵村山市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する規程について

武蔵村山市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する規程について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

令和5年3月27日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池谷光二

(提案理由)

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正等に伴い、管理監督職勤務上限年齢制の導入による職制の見直しにより、規定を整備する必要があるため、本案を提出します。

武蔵村山市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する規程

武蔵村山市教育委員会事務局処務規程（昭和47年武蔵村山市教育委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第5項中「する」の次に「とともに、自己の所掌する事務を掌理し、その事務に従事する職員に対し、事務処理上の指導助言を行う」を加え、同条第6項中「指揮監督」を「指導助言」に改める。

第10条第1項第2号中「、主幹、課長補佐及び副主幹」を「及び主幹」に改める。

第11条第4項を削る。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

武蔵村山市教育委員会事務局処務規程新旧対照表

改正案（新）	現行（旧）
<p>武蔵村山市教育委員会事務局処務規程</p> <p>昭和47年3月6日教委規程第1号</p> <p>第1条及び第2条 略 （部長等の職責）</p> <p>第3条 略</p> <p>2から4まで 略</p> <p>5 課長補佐は、上司の命を受けて、課長の職務を補佐する<u>とともに、自己の所掌する事務を掌理し、その事務に従事する職員に対し、事務処理上の指導助言を行う。</u></p> <p>6 副主幹は、上司の命を受けて特命事項を掌理し、その事務に従事する職員に対し、事務処理上の<u>指導助言</u>を行う。</p> <p>7から9まで 略 （部長の専決事案）</p> <p>第10条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 課長、担当課長<u>及び主幹</u>（以下「課長等」という。）の出張及び職員の宿泊を伴う出張に関すること。</p> <p>(3)から(14)まで 略</p> <p>2及び3 略 （課長の専決事案）</p> <p>第11条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>第12条から第19条まで 略</p>	<p>武蔵村山市教育委員会事務局処務規程</p> <p>昭和47年3月6日教委規程第1号</p> <p>第1条及び第2条 略 （部長等の職責）</p> <p>第3条 略</p> <p>2から4まで 略</p> <p>5 課長補佐は、上司の命を受けて、課長の職務を補佐する。</p> <p>6 副主幹は、上司の命を受けて特命事項を掌理し、その事務に従事する職員に対し、事務処理上の<u>指揮監督</u>を行う。</p> <p>7から9まで 略 （部長の専決事案）</p> <p>第10条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 課長、担当課長、<u>主幹、課長補佐及び副主幹</u>（以下「課長等」という。）の出張及び職員の宿泊を伴う出張に関すること。</p> <p>(3)から(14)まで 略</p> <p>2及び3 略 （課長の専決事案）</p> <p>第11条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p><u>4 課長補佐及び副主幹の専決事案は、別に定める。</u></p> <p>第12条から第19条まで 略</p>

改正案（新）	現行（旧）
<u>附 則</u> <u>この規程は、令和5年4月1日から施行する。</u>	

議案第15号

武蔵村山市教育委員会施設勤務職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部を改正する規程について

武蔵村山市教育委員会施設勤務職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部を改正する規程について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

令和5年3月27日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池谷光二

(提案理由)

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正等に伴い、職員の定年引上げ及び関連制度の導入等により、規定を整備する必要があるため、本案を提出します。

武蔵村山市教育委員会施設勤務職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部を改正する規程

武蔵村山市教育委員会施設勤務職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程（昭和63年武蔵村山市教育委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

別記様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、この規程による改正後の武蔵村山市教育委員会施設勤務職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程第3条第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなす。

武蔵村山市教育委員会施設勤務職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程新旧対照表

改正案（新）	現行（旧）
<p>武蔵村山市教育委員会施設勤務職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程</p> <p style="text-align: right;">昭和63年10月15日教委規程第1号</p> <p>第1条及び第2条 略 （正規の勤務時間及びその割り振り、休憩時間等）</p> <p>第3条 職員の正規の勤務時間及びその割り振り、休憩時間及び週休日は、それぞれ職員の区分に応じて別表のとおりとする。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員については、条例で定める範囲内で所属長が別に定める。</p> <p>2 略</p>	<p>武蔵村山市教育委員会施設勤務職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程</p> <p style="text-align: right;">昭和63年10月15日教委規程第1号</p> <p>第1条及び第2条 略 （正規の勤務時間及びその割り振り、休憩時間等）</p> <p>第3条 職員の正規の勤務時間及びその割り振り、休憩時間及び週休日は、それぞれ職員の区分に応じて別表のとおりとする。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員については、条例で定める範囲内で所属長が別に定める。</p> <p>2 略</p>

改正案 (新)									
別記様式(第3条関係) 週 休 日 の 指 定 簿									
氏 名	所 属	部 課 (月 日異動)		当初	本人	係長	所属長	教育総務課 確 認	認
		部 課							
		指定単位期間	当初指定 年 月 日	変更後の指定 年 月 日	変 更 理由等	変 更 処 理			
年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日	1 年 月 日							
	年 月 日	2 年 月 日							
年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日	1 年 月 日							
	年 月 日	2 年 月 日							
年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日	1 年 月 日							
	年 月 日	2 年 月 日							
年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日	1 年 月 日							
	年 月 日	2 年 月 日							
年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日	1 年 月 日							
	年 月 日	2 年 月 日							

(日本産業規格A列4番)

現行 (旧)									
別記様式(第3条関係) 週 休 日 の 指 定 簿									
氏 名	所 属	部 課 (月 日異動)		当初	本人	係長	所属長	教育総務課 確 認	認
		部 課							
		指定単位期間	当初指定 年 月 日	変更後の指定 年 月 日	変 更 理由等	変 更 処 理			
年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日	1 年 月 日							
	年 月 日	2 年 月 日							
年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日	1 年 月 日							
	年 月 日	2 年 月 日							
年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日	1 年 月 日							
	年 月 日	2 年 月 日							
年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日	1 年 月 日							
	年 月 日	2 年 月 日							
年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日	1 年 月 日							
	年 月 日	2 年 月 日							

(日本工業規格A列4番)

改正案（新）	現行（旧）
<p><u>附 則</u></p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p>1 <u>この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。</u></p> <p><u>（経過措置）</u></p> <p>2 <u>地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 3 号）附則第 6 条第 1 項又は第 2 項の規定により採用された職員は、この規程による改正後の武蔵村山市教育委員会施設勤務職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程第 3 条第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなす。</u></p>	

議案第16号

武蔵村山市立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部を改正する規程について

武蔵村山市立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部を改正する規程について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

令和5年3月27日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池谷光二

(提案理由)

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正等に伴い、職員の定年引上げ及び関連制度の導入等により、規定を整備する必要があるため、本案を提出します。

武蔵村山市立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼
職等に関する事務取扱規程の一部を改正する規程

武蔵村山市立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程（平成元年武蔵村山市教育委員会規程第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第1号様式、第1号様式の2及び第2号様式中「㊤」を削り、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、この規程による改正後の武蔵村山市立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程第1条に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなす。

武蔵村山市立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程新旧対照表

改正案（新）	現行（旧）
<p>武蔵村山市立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程</p> <p style="text-align: right;">平成元年 3 月 16 日 教委規程第 3 号</p> <p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 この規程は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条、営利企業等の従事制限に関する規則（昭和27年東京都人事委員会規則第 2 号）等の規定に基づき、東京都教育委員会を任命権者とする武蔵村山市立学校（学校給食法（昭和29年法律第160号）第 6 条に規定する施設を含む。以下「市立学校」という。）に勤務する東京都から給料又は報酬を受けている者で、常勤の職員、地方公務員法 第22条の 4 第 1 項 に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第17条の規定に基づき任用される非常勤の職員（以下これらを「学校職員」という。）が営利企業等に従事する場合並びに教育公務員特例法（昭和24年法律第 1 号）第17条第 1 項の規定による東京都教育委員会を任命権者とする教育公務員（教育公務員特例法第 2 条第 1 項に規定する者及び教育公務員特例法施行令（昭和24年政令第 6 号）第 9 条第 1 項の規定による準用規定の適用がある者をいう。）で市立学校に勤務する常勤の職員及び地方公務員法 第22条の 4 第 1 項 に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下これらを「教員等」という。）が教育に関する兼職等を行う場合の許可等に関する事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第 2 条から第 1 5 条まで 略</p>	<p>武蔵村山市立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程</p> <p style="text-align: right;">平成元年 3 月 16 日 教委規程第 3 号</p> <p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 この規程は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条、営利企業等の従事制限に関する規則（昭和27年東京都人事委員会規則第 2 号）等の規定に基づき、東京都教育委員会を任命権者とする武蔵村山市立学校（学校給食法（昭和29年法律第160号）第 6 条に規定する施設を含む。以下「市立学校」という。）に勤務する東京都から給料又は報酬を受けている者で、常勤の職員、地方公務員法 第28条の 5 第 1 項 に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第17条の規定に基づき任用される非常勤の職員（以下これらを「学校職員」という。）が営利企業等に従事する場合並びに教育公務員特例法（昭和24年法律第 1 号）第17条第 1 項の規定による東京都教育委員会を任命権者とする教育公務員（教育公務員特例法第 2 条第 1 項に規定する者及び教育公務員特例法施行令（昭和24年政令第 6 号）第 9 条第 1 項の規定による準用規定の適用がある者をいう。）で市立学校に勤務する常勤の職員及び地方公務員法 第28条の 5 第 1 項 に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下これらを「教員等」という。）が教育に関する兼職等を行う場合の許可等に関する事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第 2 条から第 1 5 条まで 略</p>

改正案（新）		現行（旧）	
第1号様式（第3条関係） 兼業許可等申請書兼実績報告書		第1号様式（第3条関係） 兼業許可等申請書兼実績報告書	
武蔵村山市教育委員会教育長 殿 下記のとおり（兼業・兼職）したいので申請いたします。 年 月 日 氏 名		武蔵村山市教育委員会教育長 殿 下記のとおり（兼業・兼職）したいので申請いたします。 年 月 日 氏 名 	
武蔵村山市教育委員会教育長 殿 年 月 日から 年 月 日までの期間について、下記のとおり兼業（兼職）したことを報告いたします。 年 月 日 氏 名		武蔵村山市教育委員会教育長 殿 年 月 日から 年 月 日までの期間について、下記のとおり兼業（兼職）したことを報告いたします。 年 月 日 氏 名 	
1 申請者		1 申請者	
所 属	本務の勤務内容	所 属	本務の勤務内容
職・氏名		職・氏名	
2 兼業先について		2 兼業先について	
団 体 名		団 体 名	
団体の主な業務内容		団体の主な業務内容	
役職名及び従事職務内容		役職名及び従事職務内容	
従 事 場 所	都道府県 市区町村	従 事 場 所	都道府県 市区町村
従 事 予 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで(新規・継続)	従 事 予 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで(新規・継続)
回 数 ・ 時 間 等	・()に(回又は 時間)で、勤務時間(内・外) ・1回()時間で、移動時間を含めて(時 分から 時 分まで)となり、そのうち給与減額対象時間は(時間 分)です。	回 数 ・ 時 間 等	・()に(回又は 時間)で、勤務時間(内・外) ・1回()時間で、移動時間を含めて(時 分から 時 分まで)となり、そのうち給与減額対象時間は(時間 分)です。
報 酬 額	<input type="checkbox"/> 1時間 <input type="checkbox"/> 1回 円 内訳：報酬 円 ：その他 円	報 酬 額	<input type="checkbox"/> 1時間 <input type="checkbox"/> 1回 円 内訳：報酬 円 ：その他 円
その他の兼業・兼職		その他の兼業・兼職	
所属長意見（本務への影響などについて記すこと。）		所属長意見（本務への影響などについて記すこと。）	
(日本産業規格A列4番)		(日本工業規格A列4番)	

改正案（新）

第1号様式の2（第7条関係）

兼業許可申請書兼実績報告書（消防団員兼業用）

武蔵村山市教育委員会教育長 殿
 下記のとおり兼業したいので申請いたします。

年 月 日

氏 名

武蔵村山市教育委員会教育長 殿
 年 月 日から 年 月 日までの期間について、下記のとおり兼業したことを報告いたします。

年 月 日

氏 名

1 申請者

所 属		本務の勤務内容
職・氏名		

2 兼業先消防団について

消 防 団 名		
役職名及び従事職務内容		
従 事 場 所	都道府県 市区町村	
従 事 予 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで(新規・継続)	
回 数 ・ 時 間 等	・()に(回又は 時間)で、勤務時間(内・外) ・1回()時間で、移動時間を含めて(時 分から 時 分まで) となり、そのうち給与減額対象時間は(時間 分)です。	
報 酬 額	年 額 報 酬	円/年
	出 動 手 当	円/回
	そ の 他	円
その他の兼業・兼職		

所属長意見

(日本産業規格A列4番)

現行（旧）

第1号様式の2（第7条関係）

兼業許可申請書兼実績報告書（消防団員兼業用）

武蔵村山市教育委員会教育長 殿
 下記のとおり兼業したいので申請いたします。

年 月 日

氏 名 

武蔵村山市教育委員会教育長 殿
 年 月 日から 年 月 日までの期間について、下記のとおり兼業したことを報告いたします。

年 月 日

氏 名 

1 申請者

所 属		本務の勤務内容
職・氏名		

2 兼業先消防団について

消 防 団 名		
役職名及び従事職務内容		
従 事 場 所	都道府県 市区町村	
従 事 予 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで(新規・継続)	
回 数 ・ 時 間 等	・()に(回又は 時間)で、勤務時間(内・外) ・1回()時間で、移動時間を含めて(時 分から 時 分まで) となり、そのうち給与減額対象時間は(時間 分)です。	
報 酬 額	年 額 報 酬	円/年
	出 動 手 当	円/回
	そ の 他	円
その他の兼業・兼職		

所属長意見

(日本工業規格A列4番)

改正案（新）	現行（旧）																																																																																																																																																																																				
<p>第2号様式（第8条関係） 教育に関する兼職等承認申請書兼実績報告書</p> <p>武蔵村山市教育委員会教育長 殿 下記のとおり教育に関する兼職等をしたので申請いたします。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <hr/> <p>武蔵村山市教育委員会教育長 殿 年 月 日から 年 月 日までの期間について、下記のとおり教育に関する兼職等をしたことを報告いたします。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p>1 申請者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">所 属</td> <td style="width: 35%;"></td> <td style="width: 50%;">本務の勤務内容</td> </tr> <tr> <td>職・氏名</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>2 教育に関する兼職先について</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">団 体 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>団体の主な事業内容</td> <td></td> </tr> <tr> <td>役職名及び従事職務内容</td> <td></td> </tr> <tr> <td>従 事 場 所</td> <td>都道府県 市区町村</td> </tr> <tr> <td>従 事 期 間</td> <td>年 月 日から 年 月 日まで(新規・継続)</td> </tr> <tr> <td>回 数 ・ 時 間 等</td> <td>・()に(回又は 時間)で、勤務時間(内・外) ・1回()時間で、移動時間を含めて(時 分から 時 分まで)となり、そのうち給与減額対象時間は(時間 分)です。</td> </tr> <tr> <td>報 酬 額</td> <td><input type="checkbox"/> 1時間 円 内訳：報酬 円 <input type="checkbox"/> 1回 円 :その他 円</td> </tr> <tr> <td>その他の兼業・兼職</td> <td></td> </tr> </table> <p>国公立学校等において非常勤講師を行った場合は、勤務時間、移動時間及び授業時間の概要を記入すること。</p> <table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td></td> <td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td><td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td> </tr> <tr> <td>記入例 (水)</td> <td> </td><td> </td> </tr> <tr> <td></td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(日本産業規格A列4番)</p>	所 属		本務の勤務内容	職・氏名			団 体 名		団体の主な事業内容		役職名及び従事職務内容		従 事 場 所	都道府県 市区町村	従 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで(新規・継続)	回 数 ・ 時 間 等	・()に(回又は 時間)で、勤務時間(内・外) ・1回()時間で、移動時間を含めて(時 分から 時 分まで)となり、そのうち給与減額対象時間は(時間 分)です。	報 酬 額	<input type="checkbox"/> 1時間 円 内訳：報酬 円 <input type="checkbox"/> 1回 円 :その他 円	その他の兼業・兼職			7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	記入例 (水)																																																			<p>第2号様式（第8条関係） 教育に関する兼職等承認申請書兼実績報告書</p> <p>武蔵村山市教育委員会教育長 殿 下記のとおり教育に関する兼職等をしたので申請いたします。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">氏 名 ㊟</p> <hr/> <p>武蔵村山市教育委員会教育長 殿 年 月 日から 年 月 日までの期間について、下記のとおり教育に関する兼職等をしたことを報告いたします。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">氏 名 ㊟</p> <p>1 申請者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">所 属</td> <td style="width: 35%;"></td> <td style="width: 50%;">本務の勤務内容</td> </tr> <tr> <td>職・氏名</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>2 教育に関する兼職先について</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">団 体 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>団体の主な事業内容</td> <td></td> </tr> <tr> <td>役職名及び従事職務内容</td> <td></td> </tr> <tr> <td>従 事 場 所</td> <td>都道府県 市区町村</td> </tr> <tr> <td>従 事 期 間</td> <td>年 月 日から 年 月 日まで(新規・継続)</td> </tr> <tr> <td>回 数 ・ 時 間 等</td> <td>・()に(回又は 時間)で、勤務時間(内・外) ・1回()時間で、移動時間を含めて(時 分から 時 分まで)となり、そのうち給与減額対象時間は(時間 分)です。</td> </tr> <tr> <td>報 酬 額</td> <td><input type="checkbox"/> 1時間 円 内訳：報酬 円 <input type="checkbox"/> 1回 円 :その他 円</td> </tr> <tr> <td>その他の兼業・兼職</td> <td></td> </tr> </table> <p>国公立学校等において非常勤講師を行った場合は、勤務時間、移動時間及び授業時間の概要を記入すること。</p> <table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td></td> <td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td><td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td> </tr> <tr> <td>記入例 (水)</td> <td> </td><td> </td> </tr> <tr> <td></td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(日本工業規格A列4番)</p>	所 属		本務の勤務内容	職・氏名			団 体 名		団体の主な事業内容		役職名及び従事職務内容		従 事 場 所	都道府県 市区町村	従 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで(新規・継続)	回 数 ・ 時 間 等	・()に(回又は 時間)で、勤務時間(内・外) ・1回()時間で、移動時間を含めて(時 分から 時 分まで)となり、そのうち給与減額対象時間は(時間 分)です。	報 酬 額	<input type="checkbox"/> 1時間 円 内訳：報酬 円 <input type="checkbox"/> 1回 円 :その他 円	その他の兼業・兼職			7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	記入例 (水)																																																		
所 属		本務の勤務内容																																																																																																																																																																																			
職・氏名																																																																																																																																																																																					
団 体 名																																																																																																																																																																																					
団体の主な事業内容																																																																																																																																																																																					
役職名及び従事職務内容																																																																																																																																																																																					
従 事 場 所	都道府県 市区町村																																																																																																																																																																																				
従 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで(新規・継続)																																																																																																																																																																																				
回 数 ・ 時 間 等	・()に(回又は 時間)で、勤務時間(内・外) ・1回()時間で、移動時間を含めて(時 分から 時 分まで)となり、そのうち給与減額対象時間は(時間 分)です。																																																																																																																																																																																				
報 酬 額	<input type="checkbox"/> 1時間 円 内訳：報酬 円 <input type="checkbox"/> 1回 円 :その他 円																																																																																																																																																																																				
その他の兼業・兼職																																																																																																																																																																																					
	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22																																																																																																																																																																					
記入例 (水)																																																																																																																																																																																					
所 属		本務の勤務内容																																																																																																																																																																																			
職・氏名																																																																																																																																																																																					
団 体 名																																																																																																																																																																																					
団体の主な事業内容																																																																																																																																																																																					
役職名及び従事職務内容																																																																																																																																																																																					
従 事 場 所	都道府県 市区町村																																																																																																																																																																																				
従 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで(新規・継続)																																																																																																																																																																																				
回 数 ・ 時 間 等	・()に(回又は 時間)で、勤務時間(内・外) ・1回()時間で、移動時間を含めて(時 分から 時 分まで)となり、そのうち給与減額対象時間は(時間 分)です。																																																																																																																																																																																				
報 酬 額	<input type="checkbox"/> 1時間 円 内訳：報酬 円 <input type="checkbox"/> 1回 円 :その他 円																																																																																																																																																																																				
その他の兼業・兼職																																																																																																																																																																																					
	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22																																																																																																																																																																					
記入例 (水)																																																																																																																																																																																					

改正案（新）	現行（旧）
<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p>1 <u>この規程は、令和5年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>（経過措置）</u></p> <p>2 <u>地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、この規程による改正後の武蔵村山市立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程第1条に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなす。</u></p>	

議案第17号

令和5年度武蔵村山市立小・中学校入学式の告辞について

令和5年度武蔵村山市立小・中学校入学式の告辞について、別紙のとおり決定するため、教育委員会の議決を求めます。

令和5年3月27日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池谷光二

(提案理由)

令和5年度武蔵村山市立小・中学校入学式の告辞を定める必要があるため、本案を提出します。

令和五年度 武蔵村山市立小学校入学式 教育委員会告辞

一年生のみなさん、御入学おめでとございます。

みなさんは、今日から、いよいよ〇〇小学校の一年生です。

みなさん、とても嬉しそうに見えます。きつと、ランドセルを背負って学校に通う日を、ずっと前から楽しみにしていたのでしょうか。

みなさんが、これから、明るく元気な小学生になるように、三つのお願いをします。

一つ。先生のお話をよく聞いて、進んで勉強したり、運動したりしてください。分からないことは、何でも先生方に聞いてみましょう。〇〇小学校の先生方は、やさしく丁寧に教えてくださいます。

二つ。友達をたくさんつくってください。みんなと仲良くし、困っている友達や、一人でいる友達を見たら、やさしい言葉をかけてあげましょう。そして、友達のよいところをたくさん見付けてください。

三つ。先生方や友達に、しっかりとあいさつをしましょう。だれにでも、「おはようございます」「ありがとうございます」が、すぐに言える人になって欲しいと思います。

先生のお話をよく聞く子。友達と仲よくする子。あいさつをする子。この三つのことに気を付けて、明日から、明るく、元気よく学校に通ってください。

保護者の皆様方に申し上げます。お子様の御入学、誠におめでとございます。この純真な一年生が、健やかに伸び伸びと、六か年の小学校の課程を修了できますように、学校と家庭の緊密な連携をお願いし、教育委員会の告辞いたします。

令和五年四月六日

武蔵村山市教育委員会

(約六百文字・約二分)

令和五年度 武蔵村山市立中学校入学式 教育委員会告辞

本日ここに、武蔵村山市立第〇中学校の令和五年度入学式が挙行されるに当たり、教育委員会として御挨拶申し上げます。

新入生の皆さん、御入学おめでとうございます。これからの三年間、皆さんの心と体は、とても大きく成長する大切な時期になります。今から話す二つのことを心に留めて一日一日を過ごすことが、皆さんの将来を拓くことにつながります。

一つは、進んで学習し、よく考えて判断すること。もう一つは、自分の行動を振り返り、正しい行動を心がけ、自分自身を向上させていくことです。これらは、とても大切なことであり、自分から進んで実行することで、充実した中学校生活を送ることができます。そのためには、自分で目標を定め、実現に向けて努力し続ける姿勢が大切です。目標は、勉強や部活動、趣味や特技など、人によって様々です。一人一人が個性を生かし、目標を定めてください。そして、充実した学校生活を自分の努力で築いていく、そんな中学生になることを期待しています。

さて、保護者の皆様におかれましては、本日の入学式を心からお喜びのことと思います。中学校生活では、成長の過程で様々な変化に出会います。お子様の健やかな成長のために、お子様としっかり向き合うことや話し合うことを大切にしてください。そうした中で、保護者の皆様には、子供たちの幸せを願う気持ちをこれまで以上に伝えていただくことをお願いいたします。

中学校生活において、不安を感じることも多々あるかと思いますが、それを乗り越えるには、何よりも学校と家庭との協力が重要です。何とぞ、本校の教育に対する深い御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、本校教職員の皆様に、本日入学された生徒、保護者の皆様、そして地域の方々の願いを受けとめ、一人一人の生徒の能力と個性を豊かに伸ばす教育をお願い申し上げます。教育委員会の告辞といたします。

令和五年四月七日

武蔵村山市教育委員会

(約八百文字・約三分)

令和五年度 武蔵村山市立小中一貫校村山学園入学式 教育委員会告辞

村山学園、一年生のみなさん、そして、七年生のみなさん、御入学おめでとうございます。

まず、一年生のみなさんにお話をします。

学校では先生がいろいろな勉強を教えてくださいます。先生のお話をしっかり聞いて、一生懸命勉強しましょう。

次に、友達と仲良くしましょう。友達の名前を早く覚えて、たくさん友達を作りましょう。

困ったことがあったら、先生にお話してください。村山学園の先生は、だれでも優しくお話を聞いてくれます。

七年生の皆さんにお話をします。

今日から、村山学園の七年生としての新しい生活がはじまります。

新しい教科も始まります。

先生方や先輩から様々なことを教えてもらいながら、村山学園の七年生として、自信と誇りをもって生活できるよう努力し、自分の力をより大きく伸ばしてください。

一年生は、明るく、心のやさしい村山学園の子供として、また、七年生は、立派な中学生として成長されることを楽しみにしています。

保護者の皆様、お子様の御入学、誠におめでとうございます。

教職員の皆様には、小中一貫校である村山学園に入学した、一年生と七年生が、健やかに伸び伸びと、九か年の義務教育の課程を修了できますように、学校と家庭の緊密な連携をお願いし、告辞いたします。

令和五年四月七日

武蔵村山市教育委員会

(約六百文字・約二分)

議案第18号

令和5年度武蔵村山市立学校教育課程の受理について

令和5年度武蔵村山市立学校教育課程の受理について、別冊のとおり教育委員会の議決を求めます。

令和5年3月27日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池谷 光 二

(提案理由)

令和5年度武蔵村山市立学校教育課程を受理する必要があるため、本案を提出します。

議案第19号

令和5年度武蔵村山市学校給食基本計画について

令和5年度武蔵村山市学校給食基本計画について、別紙のとおり決定するため、教育委員会の議決を求めます。

令和5年3月27日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池谷光二

(提案理由)

令和5年度武蔵村山市学校給食基本計画を定める必要があるため、本案を提出します。

令和 5 年 度

武蔵村山市学校給食基本計画

武蔵村山市教育委員会

目 次

1	基本方針	
(1)	学校給食実施に関する基本方針	1
(2)	学校給食業務実施に当たっての基本的事項	1
2	基本計画	
(1)	年間給食日数	3
(2)	給食1食当たりの単価及び給食費の額	3
(3)	給食基本人員	5
(4)	献立目標	6
(5)	学校給食センターの稼働	7
ア	学校給食センター(小学校)の学期別稼働表	7
	令和5年度 小学校給食業務稼働表	8
イ	武蔵村山給食センター(中学校委託分)の学期別稼働表	9
	令和5年度 中学校給食業務稼働表	10
3	歳入歳出予算概要	
(1)	歳入予算	11
(2)	歳出予算	11
(3)	歳入予算の内訳	12
ア	給食費	12
イ	過年度分給食費	13
ウ	試食会費	14
4	負担金について	

1 基本方針

(1) 学校給食実施に関する基本方針

学校給食は、学校給食法（昭和29年法律第160号）で定めるとおり、児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものである。

また、同法では、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、次に掲げる学校給食の目標が達成されるよう努めなければならないと定められており、本市の学校教育においても、これらの目標の達成に向けて、学校給食を実施するものであり、国が示す学校給食実施基準により、地域の特徴を加えながら実施していくものである。

ア 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。

イ 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。

ウ 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。

エ 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。

オ 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。

カ 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。

キ 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

(2) 学校給食業務実施に当たっての基本的事項

ア 学校給食の実施について

成長期にある児童及び生徒の健康の保持増進を図るため、学校給食実施基準（平成21年度文部科学省告示第61号）を踏まえ、栄養バランスのとれた豊かで多様な献立の実施と魅力ある学校給食の提供に努める。

イ 食育・地産地消の推進について

毎月の予定献立表を活用して食に関する情報を提供するとともに、旬の食材や行事食・郷土食を献立に取り入れるほか、ユネスコ無形文化遺産に登録された「和食：日本人の伝統的な食文化」についても理解が深まるような献立の実施に努める。また、地元農家の協力を得て

地場食材を積極的に導入する。

ウ 安全・衛生管理について

学校給食衛生管理基準（平成21年文部科学省告示第64号）や厚生労働省の大量調理施設衛生管理マニュアル、国等の衛生管理に関する通知等に基づき、給食施設等の点検・清掃、食品の適正な取扱い、学校給食従事者の衛生管理及び健康管理等を徹底するとともに、学校給食従事者に対する研修等の実施により衛生意識の徹底を図り、食中毒などの事故防止に努める。

また、学校給食の安全性の確認のため、引き続き食材の残留放射性物質検査や食品の衛生検査等を実施する。

エ 学校給食費会計の公平化・公正化について

学校給食で使用する食材の購入費は給食費をもって充てており、一部の保護者の未納は、安定的な学校給食の運営に支障を来すほか、他の保護者との公平も欠くこととなる。このため、給食費の重要性について保護者に周知するとともに、引き続き、教育委員会と学校とが連携して、収納率の向上を図っていく。

また、学校給食費は、国の通知である学校給食費等の徴収に関する公会計化等の推進について（令和元年7月31日付元文科初第561号）により、公会計化の推進が求められていることから、「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」を参考にしながら、公会計化のため、検討を進めるものとする。

オ 給食業務の民間委託について

中学校学校給食調理等業務については、平成22年度から民設民営の委託方式で実施している。これまで安定的に業務を運営し、十分な実績を有していることから、令和2年4月から5年間の業務を引き続き委託している。

今後も、安全で安心できる学校給食の提供がなされるよう、受託者に対する監理指導を徹底する。

また、小学校学校給食の調理等を行っている市立学校給食センターについては、老朽化が著しく進んでいることから、安定的な稼働のために必要な対策を講ずるとともに、新たな施設である（仮称）防災食育センターの整備を進めていく。

以上のことを踏まえ、引き続き安全・安心でバランスのとれた安全でおいしい学校給食を提供するとともに、学校給食費会計の健全な運営に向けて努めるものとする。

2 基本計画

(1) 年間給食日数

児童・生徒等に係る年間給食日数は、武蔵村山市立学校の給食費に関する規則により、アからカまでに掲げる区分に応じ、定めている。

ア 小学校第1学年の児童 177日

イ 小学校第2学年から第6学年までの児童 186日

ウ 小学校の職員 192日

エ 中学校第1学年及び第2学年の生徒 183日

オ 中学校第3学年の生徒 180日

カ 中学校の職員 192日

(2) 給食1食当たりの単価及び給食費の額

ア 給食1食当たりの単価及び給食費の額は、武蔵村山市立学校の給食費に関する規則で定めており、令和4年10月から改定され次のとおりとする。

区 分		1食当たりの単価	月 額	
			4月から翌年2月まで(8月を除く。)	3月
小学校	1 学年	231	4,000	878
	2 学年	231	4,000	2,966
	3・4 学年	244	4,200	3,384
	5・6 学年	258	4,400	3,988
	職 員	258	4,600	3,536
中学校	1・2 学年	285	4,800	4,155
	3 学年	285	4,800	3,300
	職 員	285	5,000	4,720

イ 保護者が負担する学校給食費は、令和5年度に限り、次のとおりとする。

単位：円

区 分		1食当たりの単価	月 額	
			4月から翌年2月まで(8月を除く。)	3月
小学校	1 学年	211	3,700	347
	2 学年	211	3,700	2,246
	3・4 学年	224	3,900	2,664
	5・6 学年	238	4,100	3,268
	職 員	258	4,600	3,536
中学校	1・2 学年	265	4,400	4,495
	3 学年	265	4,400	3,700
	職 員	285	5,000	4,720

(3) 給食基本人員

小・中学校における給食基本人員は、次のとおり。（令和5年度については、負担金事務の積算の都合で、次のとおり令和4年5月1日の学校基本調査の数値から引用した。）

単位：人

区 分	人 員	教職員	合計
小 学 校	3, 8 0 4	2 3 7	4, 0 4 1
中 学 校	2, 1 3 9	1 4 5	2, 2 8 4
合 計	5, 9 4 3	3 8 2	6, 3 2 5

(4) 献立目標

小・中学校における主食の区分による献立目標は、次のとおりとする。

小 学 校			中 学 校		
主食の区分	日 数	割 合	主食の区分	日 数	割 合
米 飯	日 1 5 4	% 8 0	米 飯	日 1 7 3	% 9 0
パ ン	1 9	1 0	パ ン	8	4
麵 類	1 9	1 0	麵 類	1 1	6
合 計	1 9 2	1 0 0	合 計	1 9 2	1 0 0

(5) 学校給食センターの稼働

ア 学校給食センター(小学校)の学期別稼働表

学 期	稼 働 期 間		稼 働 日 数	
	月	日	月別	学期別
1 学 期	4月	12～28日	13日	67日
	5月	1～31日	20日	
	6月	1～30日	22日	
	7月	3～19日	12日	
2 学 期	9月	1～29日	20日	77日
	10月	2～31日	21日	
	11月	1～30日	20日	
	12月	1～22日	16日	
3 学 期	1月	10～31日	16日	48日
	2月	1～29日	19日	
	3月	1～19日	13日	
合 計			192日	

令和5年度 小学校給食業務稼働表

4月 13回						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

5月 20回						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

6月 22回						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

7月 12回						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

9月 20回						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2						
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

10月 21回						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

11月 20回						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4						
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

12月 16回						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2						
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

1月 16回						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

2月 19回						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29		

3月 13回						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2						
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

*稼働日192日
 *小学1年生の給食実数 177回
 *小学校の給食実数 186回
 *小学1年生の給食開始日4月20日
 (注) □内は、稼働日
 ○印は祝日等を表す。

イ 武蔵村山給食センター(中学校委託分)の学期別稼働表

学 期	稼 働 期 間		稼 働 日 数	
	月	日	月別	学期別
1 学 期	4月	12～28日	13日	66日
	5月	1～31日	19日	
	6月	1～30日	22日	
	7月	3～19日	12日	
2 学 期	9月	1～29日	20日	77日
	10月	2～31日	21日	
	11月	1～30日	20日	
	12月	1～22日	16日	
3 学 期	1月	10～31日	16日	49日
	2月	1～29日	19日	
	3月	1～22日	14日	
合 計			192日	

令和5年度 中学校給食業務稼働表

4月 13回						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

5月 19回						
日	月	火	水	木	金	土
						1
		2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

※5月28日運動会

6月 22回						
日	月	火	水	木	金	土
						1
				2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

7月 12回						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

9月 20回						
日	月	火	水	木	金	土
						1
						2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

10月 21回						
日	月	火	水	木	金	土
						1
		2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

11月 20回						
日	月	火	水	木	金	土
						1
				2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

12月 16回						
日	月	火	水	木	金	土
						1
						2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

1月 16回						
日	月	火	水	木	金	土
						1
		2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

2月 19回						
日	月	火	水	木	金	土
						1
				2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29			

3月 14回						
日	月	火	水	木	金	土
						1
						2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

*稼働日192日
 *中学校の給食実数183回
 *中学3年生の給食実数 180回

(注) □内は、稼働日
 ○印は祝日等を表す。

3 歳入歳出予算概要

(1) 歳入予算

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増(△)減	説 明
給 食 費	千円 299,164	千円 280,711	千円 18,453	12ページ参照
過年度分給食費	2,840	1,541	1,299	13ページ参照
試 食 会 費	71	140	△ 69	14ページ参照
繰 越 金	1	1	0	前年度繰越金
雑 入	1	1	0	預金利子等
合 計	302,077	282,394	19,683	

(2) 歳出予算

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増(△)減	説 明
小 学 校 費	千円 183,403	千円 174,262	千円 9,141	小学校分給食物資 購入費
中 学 校 費	118,674	108,132	10,542	中学校分給食物資 購入費
合 計	302,077	282,394	19,683	

(3) 歳入予算の内訳

ア 給食費

小 学 校	区 分	1食当 たりの 単価	基本人員	給食日数	調定見込額	
	第1学年	円 211	人 598	日 177	円 22,333,506	
	第2学年	211	611	186	23,979,306	
	第3・4学年	224	1,264	186	52,663,296	
	第5・6学年	238	1,331	186	58,920,708	
	職 員	258	237	192	11,740,032	
	小 計		4,041		169,636,848	
	収 入 割 合				98.8%	167,601,205
	公 費 負 担 金				100.0%	14,043,240
	予 算 計 上 額				(A)	181,644,445
中 学 校	区 分	1食当 たりの 単価	基本人員	給食日数	調定見込額	
	第1・2学年	円 265	人 1,389	日 183	円 67,359,555	
	第3学年	265	750	180	35,775,000	
	職 員	285	145	192	7,934,400	
	小 計		2,284		111,068,955	
	収 入 割 合				98.8%	109,736,127
	公 費 負 担 金				100.0%	7,783,740
	予 算 計 上 額				(B)	117,519,867
合計			6,325	(A)+(B)	299,164,312	

イ 過年度分給食費

	年 度	調定(見込)額	収入割合	収入(見込)額
	小 学 校	平成29年度	742,000 ^円	5.00 [%]
平成30年度		1,403,000	10.00	140,300
令和元年度		1,458,000	15.00	218,700
令和2年度		640,000	20.00	128,000
令和3年度		1,609,000	20.00	321,800
令和4年度		3,432,000	25.00	858,000
小 計 (A)		9,284,000		1,703,900
中 学 校		年 度	調定(見込)額	収入割合
	平成29年度	418,000 ^円	5.00 [%]	20,900 ^円
	平成30年度	542,000	10.00	54,200
	令和元年度	987,000	15.00	148,050
	令和2年度	384,000	20.00	76,800
	令和3年度	1,731,000	20.00	346,200
	令和4年度	1,960,000	25.00	490,000
	小 計 (B)	6,022,000		1,136,150
合 計 (A+B)				2,840,050

ウ 試食会費

区 分	1 食単価	予定人数	調定(見込)額	収入割合	収入(見込)額
小学校	300 ^円	(9回) 延べ 180 ^人	54,000 ^円	100 [%]	54,000 ^円
中学校	350	(5回) 延べ 50	17,500	100	17,500
合 計		(14回) 延べ 230	71,500	100	71,500

4 負担金について

物価高騰対策として保護者が負担する給食費に対して、一人1食20円を市が負担するため、令和5年度第1号補正予算に計上された。内訳は次のとおり。

負担金内訳			
小 学 校	1 学年	177日	2,116,920円
	2 学年	186日	2,272,920円
	3 学年	186日	2,399,400円
	4 学年	186日	2,302,680円
	5 学年	186日	2,511,000円
	6 学年	186日	2,440,320円
中 学 校	1 学年	183日	2,536,380円
	2 学年	183日	2,547,360円
	3 学年	180日	2,700,000円
小学校計			14,043,240円
中学校計			7,783,740円
合 計			21,826,980円

議案第20号

武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の委嘱について

武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の委嘱について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

令和5年3月27日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池谷 光 二

(提案理由)

武蔵村山市立第一小学校、雷塚小学校、小中一貫校村山学園、小中一貫校大南学園第七小学校、小中一貫校大南学園第四中学校、第一中学校及び第三中学校の学校運営協議会委員の委嘱をする必要があるため、本案を提出します。

(委嘱)

1 武蔵村山市立第一小学校学校運営協議会委員

2 委 嘱 年 月 日 令和5年4月1日

3 任 期 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

4 氏名・住所・選出区分

No	氏 名	住 所	選 出 区 分
1	高橋 勉	武蔵村山市中央	教育に関し識見を有する者 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第5号該当)
2	若山 剛	武蔵村山市中央	教育に関し識見を有する者 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第5号該当)
3	鈴木 廣	武蔵村山市本町	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
4	高橋 悦子	武蔵村山市中央	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
5	加園 ゆかり	武蔵村山市中藤	教育に関し識見を有する者 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第5号該当)
6	嶺岡 里花子	武蔵村山市本町	教育に関し識見を有する者 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第5号該当)
7	比留間 久美子	武蔵村山市本町	教育に関し識見を有する者 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第5号該当)
8	下地 良太	武蔵村山市本町	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
9	原田 美智子	武蔵村山市本町	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
10	鈴木 和子	武蔵村山市中央	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
11	榎本 一	武蔵村山市本町	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
12	木村 伸昭	武蔵村山市本町	対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第2号該当)
13	久朗津 朋子	武蔵村山市本町	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)
14	志村 光太郎	武蔵村山市本町	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)
15	東海林 和裕	武蔵村山市本町	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)

※敬称略、順不同

(委嘱)

1 武蔵村山市立雷塚小学校学校運営協議会委員

2 委 嘱 年 月 日 令和5年4月1日

3 任 期 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

4 氏名・住所・選出区分

No	氏 名	住 所	選 出 区 分
1	吉澤 幹郎	武蔵村山市学園	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
2	大竹 加代子	武蔵村山市緑が丘	対象学校の運営に資する活動を行う者 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第3号該当)
3	齊藤 イト子	武蔵村山市緑が丘	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
4	大嶋 正子	武蔵村山市学園	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
5	小林 靖子	武蔵村山市神明	対象学校の運営に資する活動を行う者 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第3号該当)
6	大塚 克巳	武蔵村山市学園	対象学校の運営に資する活動を行う者 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第3号該当)
7	田中 豊	武蔵村山市学園	対象学校の運営に資する活動を行う者 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第3号該当)
8	土橋 誠	武蔵村山市学園	教育に関し識見を有する者 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第5号該当)
9	伊藤 直	武蔵村山市学園	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
10	渡部 京子	武蔵村山市学園	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
11	由良 恵美子	武蔵村山市学園	対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第2号該当)
12	与那嶺 真理子	武蔵村山市学園	対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第2号該当)
13	古井 進	武蔵村山市学園	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)
14	小川 伸孝	武蔵村山市学園	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)
15	吉岡 明子	武蔵村山市学園	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)
16	森重 昭洋	武蔵村山市学園	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)
17	永井 輝彦	武蔵村山市学園	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)

※敬称略、順不同

(委嘱)

1 武蔵村山市立小中一貫校村山学園学校運営協議会委員

2 委 嘱 年 月 日 令和5年4月1日

3 任 期 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

4 氏名・住所・選出区分

No	氏 名	住 所	選 出 区 分
1	荒澤 みや子	武蔵村山市大南	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
2	安田 吉一	武蔵村山市大南	対象学校の運営に資する活動を行う者 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第3号該当)
3	太田 有里子	武蔵村山市緑が丘	教育に関し識見を有する者 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第5号該当)
4	羽鳥 直美	武蔵村山市大南	対象学校の運営に資する活動を行う者 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第3号該当)
5	比留間 誠一	武蔵村山市緑が丘	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
6	町田 晴美	武蔵村山市大南	対象学校の運営に資する活動を行う者 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第3号該当)
7	宮川 努	武蔵村山市大南	教育に関し識見を有する者 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第5号該当)
8	森本 秀子	立川市砂川町	教育に関し識見を有する者 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第5号該当)
9	山本 祐子	武蔵村山市大南	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
10	田中 美恵子	武蔵村山市大南	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
11	島崎 祐太	武蔵村山市大南	対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第2号該当)
12	志村 雅巳	武蔵村山市緑が丘	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)
13	福留 浩樹	武蔵村山市緑が丘	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)

※敬称略、順不同

(委嘱)

1 武蔵村山市立小中一貫校大南学園第七小学校学校運営協議会委員

2 委 嘱 年 月 日 令和5年4月1日

3 任 期 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

4 氏名・住所・選出区分

No	氏 名	住 所	選 出 区 分
1	南谷 尚	武蔵村山市大南	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
2	安藤 智	武蔵村山市大南	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
3	石川 聖三	武蔵村山市大南	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
4	古波蔵 むつ子	武蔵村山市大南	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
5	宇多川 紀之	武蔵村山市大南	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
6	川本 隆良	武蔵村山市大南	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
7	柳下 利治	武蔵村山市大南	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
8	山西 睦月	武蔵村山市大南	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
9	藤倉 直子	武蔵村山市大南	教育に関し識見を有する者 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第5号該当)
10	岩瀬 成朋	武蔵村山市大南	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
11	小林 朱美	武蔵村山市大南	対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第2号該当)
12	佐藤 直子	武蔵村山市大南	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
13	平木 なおみ	武蔵村山市大南	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)
14	小山 直美	武蔵村山市大南	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)
15	高橋 敏也	武蔵村山市大南	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)
16	濱畑 暁子	武蔵村山市大南	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)

※敬称略、順不同

(委嘱)

1 武蔵村山市立小中一貫校大南学園第四中学校学校運営協議会委員

2 委 嘱 年 月 日 令和5年4月1日

3 任 期 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

4 氏名・住所・選出区分

No	氏 名	住 所	選 出 区 分
1	椎野 芳挙	武蔵村山市大南	教育に関し識見を有する者 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第5号該当)
2	麻生 江里子	武蔵村山市大南	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
3	伊豆元 ゆかり	武蔵村山市大南	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
4	深山 裕美	武蔵村山市大南	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
5	乃一 雅代	武蔵村山市大南	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
6	佐藤 郁子	武蔵村山市大南	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
7	内野 博之	武蔵村山市大南	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
8	進藤 澄江	立川市砂川町	対象学校の運営に資する活動を行う者 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第3号該当)
9	高橋 定雄	武蔵村山市榎	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
10	尾崎 麗恵 スザナ	武蔵村山市大南	対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第2号該当)
11	福泉 宏介	武蔵村山市大南	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)
12	三田村 宜幸	武蔵村山市大南	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)
13	高橋 優子	武蔵村山市大南	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)
14	坂井 桂	武蔵村山市大南	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)

※敬称略、順不同

(委嘱)

1 武蔵村山市立第一中学校学校運営協議会委員

2 委 嘱 年 月 日 令和5年4月1日

3 任 期 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

4 氏名・住所・選出区分

No	氏 名	住 所	選 出 区 分
1	小泉 亨	武蔵村山市本町	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
2	田中 守	武蔵村山市中央	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
3	加々見 茂	武蔵村山市三ツ木	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
4	山手 佳子	武蔵村山市中央	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
5	飯山 隆行	武蔵村山市岸	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
6	波多野 克典	武蔵村山市本町	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
7	小峯 克彦	武蔵村山市三ツ木	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
8	下河邊 稔	武蔵村山市本町	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
9	乙幡 昇治	武蔵村山市本町	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
10	森谷 一夫	武蔵村山市伊奈平	対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第2号該当)
11	吉田 邦子	武蔵村山市残堀	対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第2号該当)
12	横山 つゝみ	武蔵村山市学園	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
13	米山 琢児	武蔵村山市中原	教育に関し識見を有する者 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第5号該当)
14	渡邊 泰祐	武蔵村山市本町	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)
15	森田 雅彦	武蔵村山市本町	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)
16	市川 正彦	武蔵村山市本町	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)

※敬称略、順不同

(委嘱)

1 武蔵村山市立第三中学校学校運営協議会委員

2 委 嘱 年 月 日 令和5年4月1日

3 任 期 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

4 氏名・住所・選出区分

No	氏 名	住 所	選 出 区 分
1	新谷 禎典	武蔵村山市神明	対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第2号該当)
2	鎌田 伸一	武蔵村山市神明	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
3	兼城 みや子	武蔵村山市神明	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
4	宮崎 由美子	武蔵村山市本町	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
5	内野 元一	武蔵村山市中藤	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
6	山田 行雄	武蔵村山市中央	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
7	長谷川 幸次	武蔵村山市中央	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
8	内野 正義	武蔵村山市神明	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
9	島村 里美	武蔵村山市神明	対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第2号該当)
10	高橋 優香	武蔵村山市中藤	対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第2号該当)
11	伊東 初美	武蔵村山市学園	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
12	松井 敏孝	武蔵村山市神明	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)
13	石原 春彦	武蔵村山市神明	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)
14	佐藤 暢哉	武蔵村山市神明	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)

※敬称略、順不同

議案第21号

武蔵村山市立学校の学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱について

武蔵村山市立学校の学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

令和5年3月27日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池谷光二

(提案理由)

武蔵村山市立学校の学校医、学校歯科医、学校薬剤師の任期満了に伴い、新たに委嘱する必要があるため、本案を提出します。

- 1 武蔵村山市立学校 学校医
- 2 委嘱年月日 令和5年4月1日
- 3 任 期 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで
- 4 担当校・氏名・医院名等

(1) 小学校

担当校	氏名	医院名・所在地
第一小学校	亀井隆雄	かめい内科・外科クリニック (武蔵村山市残堀)
第二小学校	藤田仁	藤田医院 (武蔵村山市岸)
第三小学校	田島譲	田島内科クリニック (武蔵村山市中央)
小中一貫校村山学園 第四小学校	岩田俊博	学園クリニック (武蔵村山市学園)
小中一貫校大南学園 第七小学校	半田宏一	半田医院 (武蔵村山市大南)
第八小学校	田中こずえ	伊奈平南クリニック (武蔵村山市伊奈平)
第九小学校	水野真理	向日葵クリニック (武蔵村山市学園)
第十小学校	齊藤直人	武蔵村山さいとうクリニック (武蔵村山市大南)
雷塚小学校	岩田敏	岩田小児科医院 (武蔵村山市緑が丘)

(2) 中学校

担当校	氏名	医院名・所在地
第一中学校	下田雅大	下田医院 (武蔵村山市三ツ木)
小中一貫校村山学園 第二中学校	小関雅義	おぜきクリニック (武蔵村山市大南)
第三中学校	岩田敏	岩田小児科医院 (武蔵村山市緑が丘)
小中一貫校大南学園 第四中学校	山内立行	村山診療所 (武蔵村山市緑が丘)
第五中学校	岩田俊博	学園クリニック (武蔵村山市学園)

- 1 武蔵村山市立学校 学校歯科医
- 2 委嘱年月日 令和5年4月1日
- 3 任 期 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで
- 4 担当校・氏名・医院名等

(1) 小学校

担当校	氏名	医院名・所在地
第一小学校	小山 亨	小山歯科クリニック (武蔵村山市本町)
第二小学校	永島 剛	永島歯科医院 (武蔵村山市中原)
第三小学校	土方 靖夫	土方歯科クリニック (武蔵村山市神明)
小中一貫校村山学園 第四小学校	宮田 健太郎	宮田歯科医院 (武蔵村山市大南)
小中一貫校大南学園 第七小学校	榎本 義男	榎本歯科医院 (武蔵村山市大南)
第八小学校	比留間 修一	比留間歯科医院 (武蔵村山市三ツ藤)
第九小学校	高橋 徹	高橋歯科医院 (武蔵村山市学園)
第十小学校	指田 登生	さしだ歯科医院 (武蔵村山市学園)
雷塚小学校	呉 一	北多摩歯科 (武蔵村山市学園)

(2) 中学校

担当校	氏名	医院名・所在地
第一中学校	宮崎 茂	宮崎歯科医院 (武蔵村山市本町)
小中一貫校村山学園 第二中学校	長尾 哲	長尾歯科医院 (武蔵村山市大南)
第三中学校	長崎 兼三	長崎歯科医院 (武蔵村山市学園)
小中一貫校大南学園 第四中学校	三條 治	三條歯科医院 (武蔵村山市大南)
第五中学校	伊東 良之	いとう歯科医院 (武蔵村山市本町)

- 1 武蔵村山市立学校 学校薬剤師
- 2 委嘱年月日 令和5年4月1日
- 3 任 期 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで
- 4 担当校・氏名・医院名等

(1) 小学校

担当校	氏名	医院名・所在地
第一小学校	奥住美幸	武蔵村山調剤薬局 (武蔵村山市榎)
第二小学校	金子恵子	しらつち薬局 (武蔵村山市大南)
第三小学校	蘆澤和友	みどり薬局中央 (武蔵村山市中央)
小中一貫校村山学園 第四小学校	宇津木直人	おもてなし薬局 (武蔵村山市大南)
小中一貫校大南学園 第七小学校	三上治美	武蔵村山調剤薬局 (武蔵村山市榎)
第八小学校	宇津木直人	おもてなし薬局 (武蔵村山市大南)
第九小学校	白土剛士	しらつち薬局 (武蔵村山市大南)
第十小学校	堀江範子	みつぎ調剤薬局 (武蔵村山市三ツ木)
雷塚小学校	伊東香織	おもてなし薬局こころづくし店 (武蔵村山市大南)

(2) 中学校

担当校	氏名	医院名・所在地
第一中学校	堀江範子	みつぎ調剤薬局 (武蔵村山市三ツ木)
小中一貫校村山学園 第二中学校	藤本睦	武蔵村山調剤薬局 (武蔵村山市榎)
第三中学校	江郷貴光	
小中一貫校大南学園 第四中学校	蘆澤和友	みどり薬局中央 (武蔵村山市中央)
第五中学校	白土剛士	しらつち薬局 (武蔵村山市大南)

議案第 22 号

武蔵村山市教育委員会事務局職員の任免に係る臨時代理の承認に
ついて

教育委員会事務局職員の任免について、別紙のとおり臨時に代理したので、
教育委員会の承認を求めます。

令和 5 年 3 月 27 日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池 谷 光 二

(提案理由)

教育委員会事務局職員を任免する必要があるため、武蔵村山市教育委員会教育長
に対する事務委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定により臨時に代理したの
で、本案を提出します。

議案第23号

東京都教育委員会職員の派遣に関する協定締結の臨時代理の承認
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の規定による東京都教育委員会職員の派遣に関する協定締結を臨時に代理したので、別紙のとおり教育委員会の承認を求めます。

令和5年3月27日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池谷光二

（提案理由）

東京都教育委員会職員の派遣に関する協定締結を臨時に代理したので、本案を提出します。

議案第24号

指導主事の任命について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第18条2項の規定により指導主事を任命する必要があるため、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

令和5年3月27日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池谷光二

（提案理由）

指導主事の更新及び変更により、新たに任命する必要があるため、本案を提出します。

議案第25号

教育センター職員の任命について

教育センター職員の任命について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

令和5年3月27日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池谷光二

(提案理由)

教育センター職員の任命を行う必要があるため、本案を提出します。